

学生への経済的支援の在り方について (案)

学生への経済的支援の在り方に
関する検討会

平成26年〇月〇日

目次

はじめに

第1章 学生等の置かれた経済的状況

1. 大学等の在学者の経済的状況
2. 我が国の学生等への経済的支援の状況
3. 学生等の卒業後の状況
4. 学生等の経済的状況から見る課題

第2章 学生等への経済的支援の意義と目指すべき方向性

1. 学生等への経済的支援の意義
2. 将来的に目指すべき方向性

第3章 各制度の改善の方向性等

1. 中間まとめに対するヒアリングの概要
2. 各制度の改善方策
 - (1) 貸与型支援の在り方について
 - (ア) 現状と課題
 - (イ) 取り組みの方向性
 - (2) 給付型支援の在り方について
 - (ア) 現状と課題
 - (イ) 取り組みの方向性
 - (3) その他の検討事項, 改善事項について
 - (ア) より一層の返還困難者対策について
 - (イ) 奨学金についての情報提供, 金融面のリテラシーの向上について
 - (ウ) 民間奨学団体の連携について

むすび

はじめに

少子高齢化などの社会の急激な変化の中で、今後とも、我が国が成長・発展を持続するとともに、個々人が豊かな人生を実現していくためには、一人一人の能力や可能性を最大限引き出し、付加価値や生産性を高めていくことが不可欠である。

このような、「成長し続け、安全で安心して暮らせる社会の実現」という社会の充実の側面、また「一人一人の豊かな人生の実現」という個人の充実の2つの価値を実現するためには、未来への先行投資である教育の充実が何よりも重要である。

しかしながら、教育に対する我が国の支出の状況を見ると、高等教育段階における教育支出の公財政負担の割合が、約30%にとどまっており、逆に、教育費負担が、家計などの私費に負うところが大きくなっている。

こうした状況の下、高等教育段階における学生への経済的支援の方向性はどうかあるべきか検討を行うため、本検討会は設置され、平成25年4月以降、13回にわたって、議論を重ねてきた。

その間、同年8月には、それまでの議論を踏まえ、「学生への経済的支援の在り方について（中間まとめ）」（以下「中間まとめ」という。）を取りまとめるとともに、高等教育関係団体等、のべ8団体からヒアリングを行い、議論を深めてきたところである。

本取りまとめにおいては、これまでの検討の成果として、学生等の置かれた経済的状況（第1章）を述べた上で、学生等への経済的支援の意義と目指すべき方向性（第2章）を示すとともに、高等教育関係団体等からのヒアリングの概要を整理し、学生等への経済的支援の各制度に関する改善の方向性（第3章）について示したものである。

第1章 学生等の置かれた経済的状况

本章では、今後の学生等への経済的支援の在り方に関して検討を行うに当たり、学生等の置かれている経済的状况を、改めて俯瞰する。

1. 大学等の在学者の経済的状况

近年の経済情勢を背景に、我が国の家庭においては、世帯収入が減少する一方で、大学等¹の授業料は上昇しており²、また私立学校の入学者においては、入学時に必要な費用の負担感について「重い」と感じている家庭が9割以上に及んでいるとの調査結果³もみられるなど、高等教育の費用は、家計にとって、実感を伴って重い負担となっている。

特に近年、低所得層だけでなく、中所得層においても教育に係る費用が負担となっている⁴という指摘もある。

また、高等教育段階への進学率の上昇等とあいまって学生等の多様化も進んでいる。例えば、社会人学生の受入数は、専修学校を中心に増加傾向にある⁵が、諸外国(OECD平均)に比べ、社会人の割合は圧倒的に小さい⁶。

2. 我が国の学生等への経済的支援の状況

文部科学省においては、意欲と能力のある学生等が安心して修学できる環境を構築するため、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の大学等奨学金事業、国立大学・私立大学の授業料減免等への支援(公

¹ 本取りまとめでは、大学・大学院・短期大学・高等専門学校及び専門学校(専修学校専門課程)を指す。

² 二人以上の世帯のうち勤労者世帯の1か月の実収入の推移
平成12年 56.3万円 → 平成25年 52.4万円(総務省「家計調査」)
大学の授業料の推移

<国立大学>平成12年 47.9万円 → 平成26年 53.6万円(公立大学もほぼ同推移)

<私立大学>平成12年 79.0万円 → 平成25年 86.0万円(文部科学省調べ)

³ 「私立大学新入生の家計負担調査2012年度」(東京地区私立大学教職員組合連合)

⁴ 授業料を全額家計負担していると回答した者について、収入825-1025万円の層と収入625-800万円の層との間では10ポイント以上の大きな差がみられる。

(「大学進学と学費負担構造に関する研究 高校生保護者調査2012から」※日本高等教育学会第16回大会Ⅲ-5, 大学進学部会発表資料(小林雅之, 濱中義隆ほか))

⁵ 専修学校における社会人の受入れ状況の推移

平成16年 約3.2万人 → 平成25年 約6.1万人(文部科学省調べ)

⁶ 大学入学者のうち25歳以上の者の割合は、OECD各国平均約20%であるのに対し、我が国の社会人学生比率は約2%である。(OECD教育データベース(2011), 「学校基本調査」及び文部科学省調べ(平成23年度))

立大学の授業料減免は地方財政措置を通じて支援)、ティーチングアシスタント(TA)・リサーチアシスタント(RA)に係る経費の支援等を実施してきたところであるが、近年の経済情勢や家計の状況により、授業料減免や奨学金等による支援に依存している学生等が増加している。

3. 学生等の卒業後の状況

最近の経済状況の好転を受けて、現下の就職率(就職希望者に対する就職者の割合)については、改善の傾向を示しているものの、その一方で、我が国における雇用慣行、産業構造・労働市場の変化により、15～34歳のうち、非正規雇用が平成25年度には533万人(平成24年度:416万人)⁷に達している。加えて、高等教育機関を卒業した30代から50代の者のうち、約3分の1が年収300万円以下にとどまっている⁸など、卒業後に厳しい経済的状況に置かれているのが現状である。

4. 学生等の経済的状況から見る課題

このように、今日の学生等は、高等教育段階への進学時から在学中、卒業後を通じて、厳しい経済的状況に置かれる者も少なくない。特に、生活保護世帯やひとり親家庭世帯、児童養護施設入所者や退所者等、家計の特に厳しい者については、中退率が高く、また大学等への進学率も一般に比べ低い等の傾向⁹がある。

しかし、こうした状況に屈することなく、学生等が安心して高等教育段階の学びの場に進めるような仕組みを充実することが極めて重要であり、そのための対策を早急に講ずることが求められている。

その際には、我が国の学生の学修時間が例えばアメリカの学生と比べ相対的に短い傾向にある¹⁰実態を踏まえて、経済界などからは、奨学金等の経済的支援を活用して、在学中の学修にインセンティブを付与すべきではないかとの意見もある。

また、高等学校卒業後に引き続いて大学等に進む場合のみならず、いったん社会に出て就労した後に学び直す場合など、多様な学びのニーズに応える

⁷ 平成25年 労働力調査年報(総務省)より

⁸ 家事専業等の無業者を除く、有業者のみのデータ。(総務省「平成19年就業構造基本調査」より)

⁹ 児童養護施設入所者の大学進学率は約12%(※平成24年度卒業者の平成25年5月1日現在の状況(厚生労働省調べ))

¹⁰ 我が国の学生の学修時間(授業、授業関連の学修、卒論)は一日4.6時間とのデータもある(東京大学 大学経営政策研究センター(CRUMP)『全国大学生調査』平成19年)

ためには、まずは大学等が社会の求めに応える教育内容を提供し、また社会人にも学びやすい教育環境を整えることが不可欠であることは言うまでもないが、その学修を経済的側面から支援することも、一層重要な課題となる。

第2章 学生等への経済的支援の意義と目指すべき方向性

本章では、第1章で述べた学生等の置かれている経済的状況を踏まえ、学生等への経済的支援の意義について再度確認するとともに、その目指すべき方向性について、示す。

1. 学生等への経済的支援の意義

奨学金や授業料の減免をはじめとする学生等への経済的支援は、憲法及び教育基本法で保障されている教育の機会均等を実現するために国が責任を持って取り組むべき責務である。平成26年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）の趣旨も踏まえ、経済的に困難な状況にある者に対して、教育面も含めた支援の一層の充実が求められている。

また、高等教育の受益者は学生等本人であると同時に、我が国の将来の社会、経済、文化の発展を支える人材育成という観点からは社会全体が受益者でもある。

意欲と能力のある学生等が、学校種の別、設置者の別にかかわらず、高等教育段階への進学を断念することのないよう、また進学した学生等が学資の捻出のため長時間のアルバイトを強いられることなく、学業に十分に専念できるよう、学生等の学びを社会全体で支えることが極めて重要である。

2. 将来的に目指すべき方向性

このような、学生等の学びを社会全体で支えることの重要性に鑑み、各国においては、給付型奨学金をはじめ、学生等に対する各種の経済的支援策が展開されている。

我が国も昭和54年に批准した「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」において、留保を付していた「無償教育の漸進的な導入」（第13条2（b）及び（c））について、近年の法令整備や予算措置の状況に照らして、平成24年9月に留保を撤回したところである。今後も引き続き高等教育の無償化に向け、漸進的にその導入を目指すことが求められる。

このためのステップとして、①授業料減免等の給付的支援の充実により負担軽減を図るとともに、②現行の機構の貸与型奨学金については、

ア. 奨学の観点

意欲と能力があるにもかかわらず経済的な事情により進学が困難な学

生等に対しては、進学の際や在学中に、必要な学資を確実に提供すること。その上で、卒業後の所得に応じた返還方式（所得連動返還型奨学金。所得が一定額に達するまでは、返還を猶予）を導入することより、将来の返還への不安を払拭すること。

イ．育英の観点

経済的な事情により貸与型奨学金の支給を受けた学生等のうち、特に優秀な成績を収めた学生等へのインセンティブとして、奨学金の返還を免除すること。

等の仕組みの構築・充実に図っていくことが必要である。

第3章 各制度の改善の方向性等

本検討会では、第1章及び第2章に示したような、基本的な認識を基本とし、中間まとめ以降、これに対するヒアリングを行い、再度、論点を整理した上で、所得連動返還型奨学金制度などを中心に議論を行ってきた。

本章においては、各制度の改善の方向性について、現行の支援制度の形態ごとに、今後の取組の方向性を示す。

1. 中間まとめに対するヒアリングの概要

本検討会では、中間まとめの取りまとめの後に、一般社団法人国立大学協会、一般社団法人公立大学協会、日本私立大学団体連合会、日本私立短期大学協会、独立行政法人国立高等専門学校機構、全国専修学校各種学校総連合会、日本弁護士連合会、及び機構の計8団体から、ヒアリングを行った。

ヒアリングにおいては様々な御意見を頂いたが、多くの団体から指摘があった事柄としては、以下のような点が挙げられる。

貸与型支援に関する事柄としては、①在学採用、予約採用ともに、無利子奨学金を更に拡充すべき、②現行の「所得連動返還型無利子奨学金制度」をより柔軟な返還が可能な形にすべき、といった点である。

また、給付型支援に関する事柄として、③給付型奨学金を導入すべきといった点、また、その他にも、奨学金制度について、早期から、情報提供や指導等が必要である、といった点に多くの意見を頂いたところである。

2. 各制度の改善方策

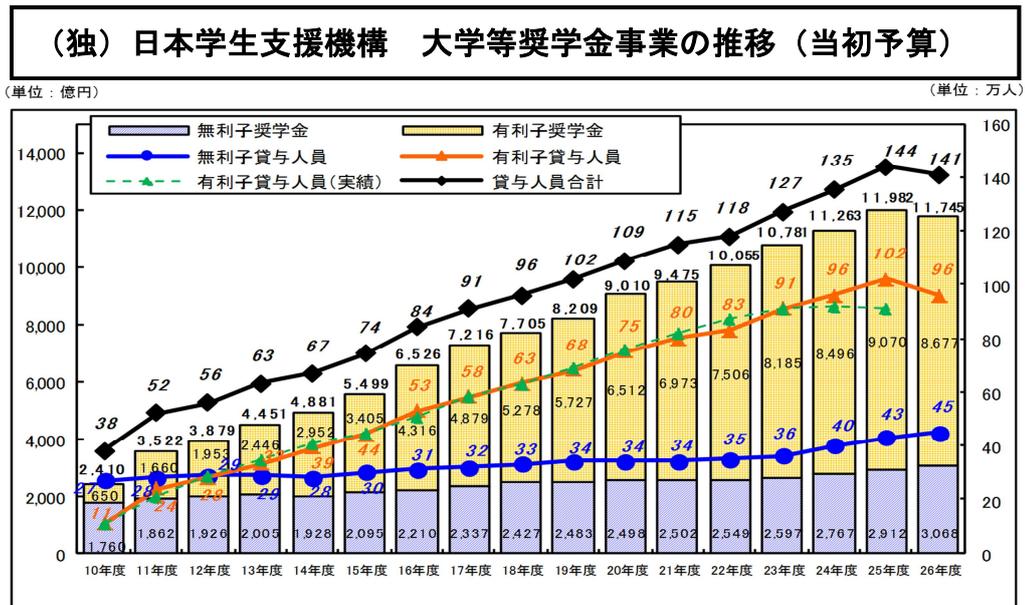
本項においては、各制度の改善方策について示すが、その基本的な認識として、改善を進めるに際し、学生等への経済的支援は、学校種の別、設置者の別にかかわらず、多様な方法の下できめ細やかに行われることが重要であるという点について、まずは記しておきたい。

以下、貸与型の支援と、給付型の支援及びその他の事柄に分けて示すこととする。

(1) 貸与型支援の在り方について

(ア) 現状と課題

この点については、近年、機構の貸与型奨学金の事業規模を急速に拡大させた¹¹結果、貸与基準を満たすにもかかわらず貸与を受けられない学生等の存在は、ほぼ解消されつつある¹²が、依然として以下のような課題が残されている。



- ✓ 無利子奨学金の伸びは緩やかで、事業規模の拡大は主に有利子奨学金の大幅な拡大により達成。
- ✓ 事業費の大幅な拡充や、高等教育段階への進学率の上昇等もあいまって、奨学金の貸与対象として、真に必要な学生等に貸与できているのか十分な検証が必要。
- ✓ 必要な学資を全て貸与型奨学金によりまかなう場合、専攻分野等によっては多額の借入れとなり、返還の負担が極めて重くなることについても留意が必要。とりわけ、有利子奨学金については、元本だけでなく利子も返還する必要があるが、貸与を受ける学生等が、このことを十分に理解していないなど、学生等に対する奨学金制度のさらなる

¹¹ 無利子奨学金事業費 (予算) 平成10年度 1,760億円 → 平成26年度 3,068億円
 有利子奨学金事業費 (予算) 平成10年度 650億円 → 平成26年度 8,677億円
 貸与人員 (予算) 平成10年度 37.6万人 → 平成26年度 140.9万人

¹² 現在、無利子奨学金の予約採用のみ、貸与基準を満たす学生等の貸与基準を満たす学生等の希望者全員への貸与が実現できていないが、有利子奨学金の在学採用まで含めると、希望者全員への貸与が実現されている。

周知徹底が必要な例も見られる。

また、最近の経済状況の好転を受けて、現下の就職率（就職希望者に対する就職者の割合）については、改善の傾向を示しているものの、その一方で、我が国における雇用慣行、産業構造・労働市場の変化に伴う、非正規雇用の増加等もあいまって、真に奨学金の返還が困難な経済状況にある者からの回収について、例えば、多額の延滞金¹³が返還の意欲をそぐことになっているとして、延滞金の負担の軽減等、より柔軟な返還への要望が寄せられるケースが増えている。

この点、平成24年度から導入された現行の「所得連動返還型無利子奨学金制度」は、①対象となる奨学金の区分が無利子奨学金のみに限定されていること、②対象となる者は貸与時の保護者の年収（世帯年収）が300万円以下である者に限られること、③本人の卒業後の年収が300万円を下回る場合にのみ返還期限を猶予されるものであること、④本人の卒業後の年収が300万円を上回った場合は、通常の返還ルールが適用されることといった形で限定的な範囲で奨学金の返還が本人の所得に連動する制度である。

（イ）取組の方向性

現在、我が国における奨学金制度は、貸与人員・事業規模で見た場合は、機構の貸与型奨学金が中心であるが、このような貸与型の支援については、以下のような点について、今後、改善を進めていくべきである。

i) 無利子奨学金について

意欲と能力のある学生等が経済的な事情により進学を断念することのないよう、教育を受ける機会を保障するという奨学金の本旨に立ち返れば、機構の貸与型奨学金は無利子奨学金が根幹となるべきものであって、有利子奨学金はその補完的な役割を担うべきものである¹⁴。

近年、奨学金の需要に対応するため有利子奨学金の拡大に頼ってきた実態があるが（有利子奨学金の事業規模は、平成11年度以降、急

¹³ 返還期日までに返還されない場合に、延滞している割賦金（利息を除く）の額に対し年5%の割合で課されるもの。（注：平成26年4月以降に生じる延滞金の賦課率については、10%から5%に引き下げた。）

¹⁴ 「日本育英会法案に対する附帯決議」（衆議院文教委員会（昭和59年7月4日））

三 育英奨学事業は、無利子貸与制を根幹としてその充実改善に努めるとともに、有利子奨学金制度は、補完措置とし財政が好転した場合には検討すること。

※有利子奨学金を導入する法案の審議において付されたもの。同旨の附帯決議が参議院文教委員会においても付されている。

速に拡大している。)、原則に立ち戻り、無利子奨学金を基本とする姿を目指すべきである。本取りまとめにおいても、改めて、この点は指摘をしておきたい。

同時に、大学等における在籍者の多様化や、奨学金の貸与対象層の拡大等に伴い、真に支援の必要な学生等や、優先的に支援すべき層についての不断の見直しや貸与基準の検証が求められる。

この点については、平成25年12月に総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」においても、「最新のデータをもとに、奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ、奨学金の貸与基準について見直すものとする。」との指摘を受けていることにも、留意する必要がある。

ii) より柔軟な所得連動返還型奨学金について

機構の貸与型奨学金についても、「借りたものは返す」ことが原則であることは言うまでもなく、返還金は、将来の奨学金の原資となるものであることに鑑み、返還能力のある者からは引き続きしっかりと返還をしてもらうことが必要である。

他方、奨学金制度は教育の機会の保障を目的とするものであり、高等教育機関へ安心して進学できる環境を整備していくためには、貸与型奨学金の卒業後の返還の不安を軽減していくことが重要である。

第1章の3.でも触れているが、非正規雇用の拡大に見られるように、これまでのような、「長期雇用」といわゆる「年功賃金」といった、我が国の雇用慣行の変化は、卒業生の経済的状況にも影響を及ぼしており、奨学金制度もこのような変化を受け止められるように、進化していく必要がある。

諸外国においては、オーストラリアをはじめ、卒業後の所得に応じ返還額が変動するとともに、課税システムを通じて回収するといった所得連動返還型の奨学金制度を、既に導入している国があるが、我が国においても、このような柔軟な返還方式を導入することを目指した制度改善が必要である。

そのためにも、返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入に向けた準備を着実に進める必要があ

る。

ここで想定されている制度は、これまでの定額の返還とは考え方の大きく異なる仕組みであり、この制度を適切に運用していくためには、卒業後の所得を正確かつ確実に把握する必要がある。このためには、社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）が導入され、本格的に稼働することが前提条件となる。

しかしながら、現時点においても、同制度の詳細が設計途上であることから、本検討会においても、十分な検討を行ったとは言い難いが、マイナンバー制度導入の進捗に遅れぬよう、所得連動返還型奨学金制度の設計や運用システムの構築を進めていくことが重要である。

今後、奨学金返還者に関するデータや、収入に関するデータなどを基にして、文部科学省、機構、及び学識経験者が共同で、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の詳細な検討を進めていくことが重要である。

その際には、諸外国の例も参考にしつつ、我が国の状況にあった、独自の形での制度改善を行うべく、より多くの返還者に対して、使いやすく、収入に見合った形で適切に返還できるといった点に制度設計の主眼を置き、返還月額の設定、返還開始の閾値（いきち）の設定、財政的負荷の多寡等も含めて、幅広く検討していく必要がある。

（２）給付型支援の在り方について

（ア）現状と課題

我が国では、高等教育段階における、公的な給付型支援として、大学等の授業料の減免や、機構の無利子奨学金の一部に対する返還免除制度（大学院生に対する業績優秀者免除制度）が導入されている。

その一方で、給付型奨学金は財源等の問題から現在導入されていないが、国際的に見れば、先進諸国ではほとんどの国で給付型奨学金制度が実施されている。

また、高等教育段階への進学率には様々な要因が相互に関連しつつ影響を及ぼしているが、我が国においては現に、４年制大学への進学率と家庭の経済的状況に一定の相関が見られる。

特に経済的・社会的に厳しい環境にある者の高等学校卒業後の進路をみると、一般に比べ進学率が著しく低いことなどの現状に鑑みれば、家庭の経済的状況が進路選択に大きな影響を与えているものと考えられる。

(イ) 取組の方向性

保護者の経済的格差が、子の教育格差として次の世代に引き継がれることのないよう、高等教育の漸進的無償化の理念の下、給付型支援を充実していくことは、我が国の高等教育における重要な課題である。

そういった中で、給付型支援の充実は、前述のより柔軟な所得連動返還型奨学金制度の導入と合わせて、学生等への経済的支援の方策において、重要な位置を占めるものである。

i) 授業料減免について

給付型奨学金が導入されていない現状においては、授業料減免は、給付的な支援の側面を有するものとして、重要な位置を占めるものであり、授業料減免については、引き続き、充実を図っていく必要がある。また、高等専修学校の生徒に対しては、授業料に対する国からの支援がなされている一方で、専門学校は、現在、国からの支援の対象とされていない。専門学校の生徒に対する授業料減免制度の導入に向け、別途、検討が行われているが¹⁵、速やかな実現が求められている。

なお、大学の授業料減免制度については、私立大学においては、授業料減免の原資が経常費補助金の内数であり、限られた財源の中では授業料減免とその他の事業がトレードオフの関係に立たされること、大学によって学生が受けられる経済的支援に差があること、公立大学については地方公共団体あるいは公立大学法人の裁量により実施されていること¹⁶といった、設置主体による差が存在することに鑑みれば、授業料減免制度も含めた給付的な支援策全体の制度設計について整理し直すことも、給付的な支援の充実の検討と合わせて、将来的な課題である。

ii) 給付型奨学金について

前述の通り、我が国においては、公的奨学金制度における給付型奨学金が導入されていないが、今後、高等教育の漸進的無償化を進めていくに当たっては、給付型奨学金の果たすべき役割は大きい。

¹⁵ 専門学校生への経済的支援策の検討については、本検討会とは別に「専修学校生への経済的支援の在り方に関する検討会」が設置され、授業料減免補助事業を含めた経済的支援の在り方について、総合的な検討が行われている。

¹⁶ 国としては、公立大学への授業料減免については、地方交付税交付金の基準財政需要額の算定の基準に盛り込んでいるが、その支出は地方公共団体等の裁量に委ねられている。

現状においては、前述のより柔軟な所得連動返還型奨学金の制度設計を着実に行う必要があるが、それとともに、将来的には、給付型奨学金の創設に向けての検討も進めていくべきである。

その際の論点としては、大きくは、①給付目的と受給のタイミングの関係、②制度のターゲットと受給基準、③給付すべき内容、④実施の方式などの検討が必要となるが、それ以外にも、どういった層に対して支援を行うべきか、優先順位を明確にしていくとともに、育英的観点と奨学的観点をどのように加味していくのか、あるいは、現在、大学院生のみが存在する返還免除制度について、その対象や範囲をどのように設定すべきか、といった他の給付的な支援との関係も合わせて検討を行う必要がある。

(3) その他の検討事項、改善事項について

この他、以下のような課題についても、合わせて、引き続き検討・改善が求められる。

(ア) より一層の返還困難者対策について

中間まとめの提言が生かされ、平成26年4月から、延滞金の賦課率が10%から5%に引き下げられ、また、返還期限猶予制度の制限年数も、5年から10年に延長されるなどの措置が導入された。

これらの対応により、新たに返還困難により延滞に陥る者が増加することは一定程度抑制されることが期待される。

一方で、より長期にわたって返還困難な状況に陥っている者については、引き続きの対応を行っていく必要があるが、その際には、返還困難者対策という趣旨に十分配慮し、長期にわたり延滞状況が続き、延滞額が多額に上っているような、真に困窮している者が、返還に対する意欲を失わないような方向で検討を行うよう留意する必要がある。

そういった観点からは、前述した、より柔軟な所得連動返還型奨学金制度の趣旨である、「所得に応じた返還月額の設定」は、返還困難者に対する対応を考えるに当たっても重要な視点であり、今後は、返還計画を柔軟に見直す、返還の「リスケジュール」の積極的な活用といった、柔軟な対応を図っていくことも重要である。

なお、返還困難者対策については、奨学金の在り方だけでなく、奨学金返還の基礎となる、経済的な環境を整えるという観点からも、内閣府、

厚生労働省及び経済産業省とも、連携を強化しつつ、卒業生も含め、就職の支援を行っていくことも必要であることを付言する。

(イ) 奨学金についての情報提供、金融面のリテラシーの向上について

奨学金の事業規模の拡充に伴い、奨学金の貸与を受ける者の数も拡大している。また、奨学金の返還が困難になる理由の一つとして、奨学金貸与の総額が高額となり、結果として返還月額も高額になることも見受けられる。

奨学金の貸与を受けるに当たっては、貸与を受けることの意味をはじめ、将来生じる返還のプロセス、返還の責任や負担、貸与を受ける適正な額などについてもしっかりと伝え、もう一度十分に理解を徹底させるよう取り組んでいく必要がある。

また、機構の調査によると、返還困難になった際の返還期限猶予制度等の救済措置について、十分に周知が行き渡っているとは言い難い状況にあることから、延滞者の態様を分析し、返還困難に陥る傾向の高いグループに対して、重点的に働きかけを行うなど、効果的な手法を検討すべきである。

このような点を踏まえ、奨学金についての情報提供や理解の増進については中学校・高等学校段階も含め、学校現場や保護者などに対して、あらゆる機会を通じて、これまで以上に周知を行っていくべきであり、金融リテラシーの育成という観点からも、学校において、初等中等学校教育段階からの金融教育を推進していくことが重要である。

また、各大学等とも協力し、学生等に対し、返還困難となった場合の救済措置も含めて、奨学金制度の周知活動を強化していくとともに、奨学金事業の公益性の高さと、納税者への説明責任を果たすため、奨学金事業の運営の状況について、積極的に情報公開に取り組んでいくことが必要である。

(ウ) 民間奨学団体の連携について

奨学財団等の民間団体は、団体の理念に基づく独自の奨学金事業をきめ細やかにしており、また給付的な支援方式によるものが多いことから、公的奨学金と互いに補い合う関係にあるといえる。

これらの民間奨学団体は、個々の大学等と情報交換を行うなど、個別

の活動は行っているものの、奨学団体同士の連携した活動は、一層の活性化の余地を有する。

学生等の学びを社会全体で支えるという観点からは、公的支援と民間の持つ力を合わせて学生等への経済的支援に取り組むことが非常に重要であることから、民間奨学団体同士の横のつながりは、奨学金事業の活性化に向けて重要である。国としても、民間奨学金の情報を一元的に集約するといった活動とともに、各民間奨学団体の意見を聞きつつ、民間奨学団体相互の情報交換をはじめとした奨学団体の連携がとれるような取り組みを進めていくべきである。

むすび

教育の在り方は、その国の将来の社会・経済の在り方を左右する重大な問題である。

グローバル化が更に進展する中、少子高齢化を乗り越え、我が国が、世界に伍（ご）して、成長・発展していくためには、世代を超えて、すべての人たちが若者を支えることにより、家庭の経済状況などにかかわらず、意欲と能力のあるすべての若者が質の高い教育を受け、一人一人の能力・可能性を最大限に伸ばしていく必要がある。

また、そもそも、日本国憲法は、すべて国民は、「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」としている。

そして教育基本法においては、この憲法の規定を受け、国及び地方公共団体に対して、「能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」と定め、教育を行うに当たって踏まえるべき重要な基本理念として、教育の機会均等の確保を規定している。

このような理念を踏まえ、本検討会においては、意欲と能力のある学生等が、経済的な事情により高等教育段階への進学を断念することなく、自らの可能性や能力を高めることができるよう、高等教育段階における経済的支援策のさらなる充実の方向性などについて、議論を重ねてきた。

しかし、経済的状況にかかわらず、高等教育段階に進学し学び続けるためには、高等学校段階、あるいはそれ以前の段階における、家庭や学校における教育指導や公的支援の影響も極めて大きいことから、一貫した総合的な政策立案が求められるところである。

学び直しへの対応や、海外留学への支援、大学院生への支援といった、今後検討を行うべき点も残されてはいるが、まずは、この取りまとめが、今後の学生等への経済的支援の具体化を図るに当たっての道標となることを願ってやまない。